

東松監査告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により別添のとおり公表します。

令和4年3月31日

東松島市監査委員 土井 一 朗

東松島市監査委員 阿部 勝 徳

令和3年度定期監査結果報告書

1 監査の目的

令和3年度定期監査実施計画に定めた地方自治法第199条第4項（財務監査）、同条第2項（行政監査）等を柱に据えて実施した。

東松島市後期基本計画に定める各種施策及び各種会計等における事務事業の実施状況及び財務事務執行について、その適正性について調査を行った。

2 監査の期間

（1）監査期間：令和3年9月22日から令和4年2月25日まで

3 監査の範囲及び方法

令和3年度一般会計、特別会計及び下水道会計のほか、必要に応じ前年度までに執行された事業等について、財務事務の適正性と効率性及び組織経営の合理性並びに効率性等を主眼として以下の調査を行った。

（1）各施策への資源配分について

後期基本計画に定めた主要施策に属する事務事業への資源配分状況を調査した。

（2）各組織への資源配分について

各部課が担当する事務事業への資源配分状況を調査した。

（3）財務事務について

例月現金出納検査結果を参考として実施した。

契約事務等に関しては、担当課による提出資料及び聴取により確認を行った。

（4）組織経営に係る合理性と効率性について

各種アンケート調査結果及び上記（1）から（3）の事実から判断を行った。

（5）職員に対する事務留意点の意識付けについて

全係長に対し「監査の着眼点」をアンケート設問にして提出させる等の注意喚起を行い事務事業執行上の留意点の共有を図った。

4 監査の結果

事務事業実施状況については、一部に改善を必要とする事例が見られたが、おおむね適正に執行されているものと認める。

軽微な事項については、その都度関係者に対して指導したので記述を省略した。

（1）法令遵守に関すること

おおむね適正に処理されていると認める。今後も関係法令を遵守し、適正に対処されたい。

（2）公金等管理に関すること

出納簿と預金通帳の突合及び通帳・使用印鑑の保管状況を確認し、適正に管理されていることを確認した。

今後も「公金収納と管理適正化等に係る改善指針」のとおり適正に実施されたい。

(3) 人的資源管理について

職務への従事(服務)に関しては、職員の働き方について以下3点の調査を行った。決算審査へ調査を引き継ぎ、通年の状況を明らかにして最終評価を行う方針である。

ア 年次有給休暇について

調査基準日における休暇取得状況を調査した結果、平均値で法定取得時間数の90.48パーセントに達していたため、現時点では適正な状態と評価した。

イ 夏季休暇取得状況について

調査基準日において対象職員の半数以上が80パーセント超の取得率であったことからおおむね適正と評価した。

ウ 超過勤務について

上半期分のデータを調査した結果、通常業務分は230時間の減、災害対応等の特別業務分は8,807時間の増となっている。

(ア) 通常分超過勤務について

各課が具体的な数値目標を設定し、達成の確認作業を部課長会議等で実施しており一定の成果が見られている。

(イ) 災害対応等超過勤務について

昨年度から継続対応となっている新型コロナウイルス感染症対策事業のほか、4月に執行された市長及び市議会議員選挙事務、5月の地震対応、7月の台風対応等々上半期だけでも多くの通常外対応を余儀なくされている。

通常分と同様、年度末の結果を待って評価を行いたい。

(4) 契約に関すること

新様式により、外部資源を要する理由及び事業目的との整合理由を求めた。調査時点における契約件数は670件に及び、内訳は印刷製本費32件、業務委託費403件、工事請負費52件、修繕費等20件、消耗品購入27件、賃借料等66件、手数料51件、備品購入費18件、広告料1件となっている。

調査の結果、契約方法の選定過程における透明性及び事務手続きに関する適正性を確認した。本件についても決算審査へと引き継ぎ、全体的な評価を予定している。

今後も関係法令を遵守し適正執行に努められたい。

ア 工事監査に関すること

工事請負費52件に関する工事内容と事業目的の整合性、契約手法等々を確認した。この中から書類及び現地調査を行った結果、おおむね適正に施工されていることを確認した。

なお軽易な事項については、その都度関係者に指導したので記述を省略した。

(ア) 令和2年度矢本駅屋根付き自転車置場設置工事(建設課/繰越) 35,766千円

(イ) 令和2年度赤井市民センター駐車場増設工事(市民協働課/繰越) 12,354千円

(ウ) 令和2年度地域水産物供給基盤整備事業月浜漁港護岸新設工事(農林水産課/繰越) 127,506千円

(5) 財務事務に関すること

おおむね適正に処理されていると認められ特記すべき事項は特になし。

(6) 財産管理に関すること

調査時点において市所有の土地売買を積極的に行った結果を確認した。

13筆の面積6,957.80平米について、総額8,456万4,416円での払い下げを確認した。

建物については、県下でも有数の公共施設数が報じられる等、今後の維持管理手法が市政における重要項目となることを見込まれる。引き続きこの点を注視したい。

(7) 補助金、交付金及び財政援助団体等監査に関すること

ア 補助金及び交付金について

本項目は、市が公益上必要と認めた特定の事業や研究等を育成・助長を目的としている。補助案件が所属する事務事業の完遂において、再度必要であるかについて精査されることを希望する。

調査時点における財務データ上の補助金及び交付金件数は168件、予算額32億1,321万4千円でありその8割程度が支出済みであった。

概要を精査したところ補助要項等に基づき、おおむね適正支出されているが本件に関しても決算審査へ引き継ぐものとする。

イ 財政援助団体監査について

案件数は95件、補助総額は8億6,523万円余となった。

新様式により当該補助案件が属する事務事業の目的をはじめ、補助効果の評価と評価理由、補助期間（終期）等までを調査し、目的や手続きの適正性を確認した。

政策と密接に関係した案件も多数確認したことから、本件も決算審査へ引き継ぎ、担当部局の最終評価を待ち、その効果を検証したい。